

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成27年10月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第3号

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則（平成23年大阪広域水道
企業団規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(日常生活上必要な行為) 第6条 (略) (1) (略) (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号） 第1条に規定する学校において行われ る教育、職業能力開発促進法（昭和44 年法律第64号） <u>第15条の7第3項</u> に規 定する公共職業能力開発施設において 行われる職業訓練その他これらに準ず る教育訓練であって職業能力の向上に 資するものを受ける行為 (3)―(5) (略)	(日常生活上必要な行為) 第6条 (略) (1) (略) (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号） 第1条に規定する学校において行われ る教育、職業能力開発促進法（昭和44 年法律第64号） <u>第15条の6第3項</u> に規 定する公共職業能力開発施設において 行われる職業訓練その他これらに準ず る教育訓練であって職業能力の向上に 資するものを受ける行為 (3)―(5) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。